

		一連番号
--	--	------

		一連番号
--	--	------

平成__年分の所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の繰越用)

平成__年分の所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の繰越用)

住所 又は 事業所 事務所 居所など	フリガナ 氏 名
--------------------------------	-------------

住所 又は 事業所 事務所 居所など	フリガナ 氏 名
--------------------------------	-------------

この付表は、租税特別措置法第37条の12の2(上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の特例)の規定の適用を受ける方が、3年前の年分以後の株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除するため、又は翌年以後に繰り越すために使用するものです。

この付表は、租税特別措置法第37条の12の2(上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の特例)の規定の適用を受ける方が、3年前の年分以後の株式等に係る譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すために使用するものです。

○ 本年分において、「株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の作成をしてください。

○ 本年分において、「株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の作成をしてください。

- 1 本年分の特定譲渡損失の金額の計算(赤字の金額は、△を付けないで書きます。下の2も同じです。)
- 「①株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「②上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

- 1 本年分の特定譲渡損失の金額の計算(赤字の金額は、△を付けないで書きます。下の2も同じです。)
- 「①株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「②上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

株式等に係る譲渡所得等の金額 (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「未公開分」及び「上場分」の⑨の金額の合計額)	①	円
上場株式等に係る譲渡損失の金額 (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「上場分」の⑨の金額)	②	
特定譲渡損失の金額 (①の金額と②の金額のうち、いずれか少ない方の金額)	③	

株式等に係る譲渡所得等の金額 (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「未公開分」及び「上場分」の⑨の金額の合計額)	①	円
上場株式等に係る譲渡損失の金額 (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「上場分」の⑨の金額)	②	
特定譲渡損失の金額 (①の金額と②の金額のうち、いずれか少ない方の金額)	③	

2 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額の計算

2 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分(※1)	④ 前年から繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額(※2)	⑤ 本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額(※3)	本年分で差し引くことのできなかった株式等に係る譲渡損失の金額(④-⑤)
本年の3年前分(平成__年分)	円	円	/
本年の2年前分(平成__年分)	円		円
本年の前年分(平成__年分)	円		円
翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額(③+④+⑤)			円

年分(※1)	④ 前年から繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額	⑤ 本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額(※2)	本年分で差し引くことのできなかった株式等に係る譲渡損失の金額(④-⑤)
本年の3年前分(平成__年分)	円	円	/
本年の2年前分(平成__年分)			円
本年の前年分(平成__年分)			円
翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額(③+④+⑤)			円

- ※1 平成20年分の申告では、「本年の3年前分」は平成17年分、「本年の2年前分」は平成18年分、「本年の前年分」は平成19年分になります(平成16年分以前に生じた株式等に係る譲渡損失の金額を平成20年分から控除することはできません。)
- ※2 平成20年分の申告では、平成19年分の申告の「所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の繰越用)」の各欄の金額を移記します。
- ※3 ④(本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額)は、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の⑩の金額を限度として、④(前年から繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額)のうち最も古い年に生じた金額から順次控除します。
- ※4 平成20年分の申告では、平成17年に生じた株式等に係る譲渡損失の金額のうち、平成20年分で差し引くことのできなかった株式等に係る譲渡損失の金額を、平成21年以後に繰り越して株式等に係る譲渡所得等の金額から控除することはできません。

- ※1 平成19年分の申告では、「本年の3年前分」は平成16年分、「本年の2年前分」は平成17年分、「本年の前年分」は平成18年分になります。
- ※2 ⑤(本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額)は、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の⑩の金額を限度として、④(前年から繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額)のうち最も古い年に生じた金額から順次控除します。

○ 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署におたずねください。

○ 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署又は税務相談室におたずねください。

○この付表は、申告書と一緒に提出してください。

○この付表は、申告書と一緒に提出してください。